

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
砂川厚生福祉センター	下記の備品について、備品出納簿の登載内容に誤りがあった。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額 (誤)	金 額 (正)	
		商品名					
	機械器具類	OA器具類 オンライン資格確認システム	令和6年10月16日	1	492,800 円	668,800 円	
措置の内容							
検出事項について、備品出納簿の登録内容を修正した。 検出事項の原因は、備品購入時に連携作業料及びライセンス料が発生する場合は、これらを含めた金額を備品出納簿に登録すべきところを、担当者が含めないものと誤認したことと、決裁者の確認不足によるものであった。 再発防止に向け、所属内で今回の検出事項及び大阪府財務規則等の内容について周知するとともに、備品登録を行う際は、複数職員による確認を徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）